

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から59年4月1日まで

私は、A事業所で昭和58年4月1日に臨時B職として採用され、同年同月に開所したC施設に配属された。また、59年4月1日から正式採用となり、引き続き同施設で勤務したが、申立期間は共済組合に加入できなかったことから、A事業所で厚生年金保険に加入していた。

しかし、年金事務所からの回答によると、A事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いとのことなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所からの回答及びC施設の沿革誌等から、申立人が申立期間において、臨時B職として同施設で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、申立期間当時の厚生年金保険関係の資料は保存期間が経過しており保管していない旨回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間当時、A事業所の施設の臨時B職であった4人（申立人を除く。）に、当該期間において同事業所の厚生年金保険の記録は確認できないことから、同事業所は、全ての臨時B職を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立期間においてC施設で勤務していた同僚7人のうち、連絡先が判明した4人に照会したところ、回答が得られた3人から、申立人の厚生年金保険料の控除について、具体的な供述は得られなかった。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立

期間において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。